

議案第120号

(附子: 5項)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

別表のとおり、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

平成18年12月20日

三朝町長 吉田秀光

平成18年12月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

(別表) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更

辺地に係る公共的施設の総合整備計画に以下の事業を追加する。

(単位：千円)

追加する事業計画		馬場の滝周辺施設整備事業			
追加する辺地地域		旭D辺地			
事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地債予定額	備考
		特定財源	一般財源		
三朝町	2,000	300	1,700	1,000	